

富津市環境審議会 会議録

1 会議の名称	令和2年度第2回富津市環境審議会
2 開催日時	令和2年12月17日(木) 午後2時00分～午後3時05分
3 開催場所	富津市消防防災センター 庁舎棟1階 会議室1・2
4 審議等事項	第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書に係る市長意見について
5 出席者名	委員(13名) 平野明彦、山田重雄、三木千明、福田好枝 渡辺純一、宮崎晴幸、大島拓二郎、藤野一夫 能城勝、渡辺絹代、江利角晃也、吉住敏彦、額賀孝訓 事務局(6名) 市長 高橋恭市、市民部長 中山正之 環境保全課長 鹿島和博、環境保全課長補佐 錦織和則 環境保全係長 桑田正和、主任主事 森田博之
6 公開又は非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部非公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第23条第 号に該当 (理由)
8 傍聴人数	0人(定員5人)
9 所管課	市民部環境保全課環境保全係 電話 0439(80)1274
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

上記会議の経過を記載し、事実と相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

富津市環境審議会 会議録署名委員

会議録署名委員

令和2年度第2回富津市環境審議会 会議録

発 言 者	発 言 内 容
<p>事務局 桑田係長</p>	<p>定刻前でございますけれども、本日の環境審議会の出席の委員の皆様、全員お揃いになりましたので、資料のご確認をさせていただきます。</p> <p>はじめに、テーブルの上に置かせていただきました資料といたしまして、会議次第、委員名簿、座席表、資料4 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書に対する市長意見について（諮問）の写しです。</p> <p>次に事前に送付させていただきました資料といたしまして、資料1 環境影響評価方法書説明資料、資料2 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書の要約書、資料3 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書でございます。</p> <p>不足している資料等がありましたら、事務局よりお持ちいたしますのでお声かけください。</p> <p>委員の皆様、お手元にお揃いでしょうか。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、会議に先立ち、本日の委員の出欠状況をご報告させていただきます。</p> <p>出席委員13名 欠席委員2名でございます。</p> <p>従いまして、富津市環境審議会規則第5条第2項の規定により、半数以上のご出席をいただいておりますのでご報告申し上げます。</p> <p>なお、会議録作成のため、録音させていただきますことをご了承願います。</p> <p>また、本環境審議会は、富津市情報公開条例の公開対象であります。本日傍聴者が無いことをここで報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、令和2年度第2回富津市環境審議会を開催させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、平野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>平野会長</p>	<p style="text-align: center;">【会長挨拶】</p>
<p>事務局 桑田係長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、高橋市長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>高橋市長</p>	<p style="text-align: center;">【市長挨拶】</p>
<p>事務局 桑田係長</p>	<p>それでは、これより会議に入ります。</p> <p>会議の議長は、富津市環境審議会規則第5条第1項の規定により、会長が議長となると規定されておりますので、平野会長、議長をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p>

	<p>ここで、議題に入ります前に、1号及び7号委員から、会議録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>1号委員から渡辺委員、7号委員から吉住委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、次第にあります「第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書に対する市長意見について」を議題といたします。</p>
高橋市長	はい、会長。
議長（会長）	高橋市長。
高橋市長	<p>それでは、私より諮問をお願いさせていただきます。</p> <p>【諮問書を読み上げ平野会長へ手交】</p>
議長	<p>ただいま、市長から受けました諮問につきまして、皆さんのテーブルに諮問の写しを配布してございます。</p> <p>この後、諮問に対する答申案について審議を行います。</p> <p>ここで市長は退席となります。</p>
高橋市長	<p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>【市長退席】</p>
議長	<p>それでは、本件の手続きに関しまして、第1回環境審議会にて説明がありました。前回欠席された委員もおりますので、改めて事務局から前回の概要説明をお願いいたします。</p>
事務局 鹿島課長	【環境影響評価の概要について説明】
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件に関して何かご質問はございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>質疑がないようですので、ここで、第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書の説明のため事業者に来ていただいております。事業者の説明をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>異議はないようでございますので、それでは事業者の入室を許可します。</p> <p>準備が整うまで暫時休憩とします。</p> <p>【暫時休憩】</p>

議長	<p>それでは準備が整いましたので、会議を再開いたします。</p> <p>株式会社上総安房クリーンシステム、日鉄エンジニアリング株式会社、一般財団法人千葉県環境財団の皆様、本日はご出席ありがとうございます。</p> <p>それでは、環境影響評価方法書について説明をお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事業者	<p style="text-align: center;">【環境影響評価方法書について説明】</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま事業者から説明をいただきましたが、この件につきまして何かご質問ございますか。</p> <p>それでは、渡辺委員。</p>
渡辺委員	<p>一点ちょっと教えてほしいのですが、工事期間中の排水については外に出さないで対処されるとのことなのですが、あその土地は埋立地ということで雨水が土壌にしみ込んだ後の自然排水される水分の性質についての調査というのは、後々処理場ができた後に通常のpH値だとかそういったものが基準から超えていますよと、そういったことが後々でくるのではないのかなと思いますが、そういった観点の調査だったり、そういった必要性があるのかどうか教えていただければと思います。</p>
事業者	<p>工事中の排水につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、土壌汚染が今回確認されております。地表のふっ素であるとか地中の砒素とかございますので、そういった観点から工事中の排水については濁水処理、それから有害物質の除去を行いまして、雨水の管が地中に埋設されていますので、そこに放流することを行いたいと思います。</p> <p>排水をださないと申し上げていますのは、施設の稼働の際に工場から出てくる排水を全てクローズドということで、工場内で処理をいたします。</p> <p>敷地に降った雨水につきましては、工事におきまして表層をアスファルトで覆う等の処理をしますので、そのまま雨水の管の方に流すかたちになります。</p> <p>工事中の排水については、適切に処理をして排水基準を満たしたかたちで放流します。</p>
渡辺委員	<p>整理させていただくと、処理場ができた後の雨水の成分は大丈夫という認識でよろしいですか。</p>
事業者	<p>はい、土壌汚染に関わる部分に触れないようなかたちになりますので、表層をアスファルトで覆ってしまつて土壌に接触しないかたちで雨水は排水されますので問題ないかたちになります。</p>

議長	よろしいですか。
渡辺委員	はい。
議長	それでは、三木委員。
三木委員	今ですね、渡辺委員の質問からこの敷地内の雨水に関しては、表層がアスファルトということで雨水管に流すよと説明を受けたのですけれども、これ工事を行っているときに、掘削された土砂があって、敷地内に積んでおいて有効活用したりだとかということで説明がありました。となると期間中のアスファルトの表層を削って掘った土砂ですね、それに雨が当たって流れていった場合というのは、先ほど説明にあったアスファルト上に落ちた雨水とは別の処理をする必要があるように思うのですが、そこについての処理をする予定があるのか、またはこのまま雨水管に流れるというようなことにするのかお考えをお聞きしたいです。
事業者	<p>すいません説明がたなくて、工事中につきましては敷地内に降った雨水について濁水処理、それから有害物質の除去を行った後、雨水管に排水、放流します。</p> <p>施設ができあがった後は、掘削した土の上にアスファルトを敷き均しますので、汚染した土壌に触れないようなかたちになりますので、工事の後については特に処理を行わず雨水を排水することになります。</p> <p>工事中はきちんと排水処理をしたかたちで処理した後、排水することになります。</p>
三木委員	今の説明で概要はわかったのですけれども、そうすると敷地内のある特定の場所に、その工事期間中ですね、掘った土を積んでおいて、そこに降った雨というのはどこか一箇所にもうまいことまとめて、先ほど説明があったような処理を施して雨水管に流すと、その後完成してアスファルトを敷いたものについては、処理を行わずに雨水管を通して排水ということでよろしいですか。
事業者	はい、その通りです。
議長	それでは、江利角委員。
江利角委員	<p>すいませんこれは質問ではなく、お願いなのですけれども、実は1期の施設をつくったおよそ30年位前の住民説明で一番多く住民の方からだされたご心配の声というのは施設からでる影響ではなくて、実は運搬車両からの悪臭ですとか、運搬車両から汚水が垂れて、そこから悪臭が常にでてくると、その辺がですね、実は一番多く声としてだされたものでした。</p> <p>アセスの技術指針上ですね、県の指針上は施設稼働後の運搬車両から</p>

	<p>の悪臭というのは対象にはなっておりませんので、この方法書でも触れられておりませんし、この後でてくる準備書でもその辺が触れられることはないと思っていますけども、今回の計画に関していいますと、富津市内から集めた収集運搬車両以外は基本的に他の他市町のものは、人口が多い住宅とかお住まいのところは基本的に通さないということになっておりますし、30年前と比べれば運搬車両の性能も良くなっておりますので、基本的に悪臭等についてご心配をいただくような状況にはならないとは思いますが、30年前にそういう話がありましたので、この次の準備書の住民説明にあたりましては、その辺も含めてですね、住民の方がご安心いただけるようなご説明をしていただけたらなと思ひまして、これはお願いであります。よろしくお願ひいたします。</p>
事業者	<p>ただいま頂きましたご指摘を踏まえながらですね、以降準備書の説明等について反映させていきたいと思ひます。</p>
議長	<p>よろしくお願ひいたします。 他にございますか。 それでは、吉住委員。</p>
吉住委員	<p>粉じんについてお伺ひいたします。この断面図をみますとGL±0というところに書いてございますけれども、これは現地盤という意味なのでしょう。それから掘削の土砂、これは北東付近に仮置きすると、こういうふうにてていますけれども、どれくらいの量で高さがどれくらいになるのか。また、全面シートで散水もするというふうに書いてございますので特段これは心配しておりませんけれども、この地区は非常に強い南西の風が吹きますので高さによっては全部吹っ飛ばされるかなとこんな危惧をしております。</p> <p>それともう一点、ダイオキシンでございます。この方法書の中には、消石灰それから活性炭による吸着方式をやるというふうに書いてありますけれども、これは第1期計画と同じなのかどうかそれもお伺ひします。</p>
事業者	<p>お答えします。まず土を仮置きすることなのですけれども、今書いているGL±0というのは今の地盤から約1m程かさ上げした地盤になります。今の地盤の標高、海拔は約3.5mに対しまして約1m程上回ります。それがGL±0と書かれていますのでございます。それから、残土の掘削をした先ほどの土を仮置きするものにつきましては、約1万m³の土を予定しております。</p> <p>この土は常時、ずっと長らく置いておくものではなく、数カ月ほど仮置きして、その後の埋め戻しと地盤を上げる土につかいますので、土を取り崩すのは数か月後になります。その間、おっしゃられたとおりの飛散防止シート等を施して周囲へ土を飛ばさないようかたちの対策をとります。積み上げる高さが最高4mくらい、常時4mではなく一番積み上げたときに4mくらいになるということになります。</p>

	<p>ダイオキシンにつきましては、第1期の方では、活性炭は使用していません。今回は、ばい煙に関する法律が変わった関係で水銀の除去が必要になりましたので、活性炭を集塵器機、バグフィルター前に噴霧しております。水銀の除去と同時にダイオキシンの方も吸着できるので、現施設よりは性能の良い排ガス処理が行われることになっております。以上です。</p>
吉住委員	<p>ちょっと追加でお伺いします。ダイオキシンはかなりの温度でないと分解しないものと聞いていますが、だいたい何度くらいで分解するのでしょうか。</p>
事業者	<p>ダイオキシンにつきましては、環境省からガイドラインがでておまして、燃焼室で850℃以上を維持して2秒間滞留させるということがガイドラインに書いてあります。それに対して900℃、それより高い温度で2秒間以上滞留させることでダイオキシンを分解することになっております。</p>
吉住委員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
議長	<p>他にございますでしょうか。 それでは、三木委員。</p>
三木委員	<p>ちょっと小学生みたいな質問なのですがけれども、一般的に煙突は高くなるほど排ガスの拡散が広く大きくなると考えられるのですがけれども、またそういった意味では地上面での影響も小さくなると考えられるのですけれども、今回の施設の59mの高さの煙突に設定した根拠や背景はあるのでしょうか。</p>
事業者	<p>今回の煙突の高さは59mで現行の施設が40m、これは飛行機の関係で高さを抑える必要がありますので、現行の施設は40mとなっております。今回は、飛行機等の影響がないということで、できるだけ高い高さというところで59mとなります。おっしゃられるように高くすればするほど拡散効果というのは高まりますので、例えば100mとか200mとかにするということも考えられなくもないのですが、煙突を高くするとそれだけコストが掛かりまして経済的にもメリットがないものですから、一般的に廃棄物処理施設で採用されている59m、全国で多い高さとなっております。この59mというのが、航空障害等の設置の基準ですとか、経済的なメリットとか、そういうことを考えていくと今いったような59mを採用している施設というのが多い状況になっております。この施設も検討した結果、59mという高さを採用しております。</p>
三木委員	<p>私も素人ながら最初は飛行ルートが関係あるのかなと思ったのですがけれども、人づてに色々話を聞いたところ、この建設予定地のところには、いまご説明があったとおり飛行機のルートの影響というのは問題な</p>

<p>事業者</p>	<p>いというのは確認できています。ただ、ちょっと説明の中で建設コストの削減で標準的な59mがいいとのことがあったのですが、コストというよりも排出されるものの拡散による影響というのは非常に地域の住民、また私も少し離れていますけれども富津市内に住んでいる人間としては非常に敏感に感じる場所なのです。もちろん、コストだけではなく59mという高さがあれば、コスト的にも見合うし、もって一番の願いであるいわゆる汚染物質の拡散などにも59mだから広がりやすいということではない。その辺を加味した中での59mの設定という判断ということでもよろしいでしょうか。</p> <p>はい、お答えします。59mありきで定めた訳ではありません。これが59m以下でも十分な拡散効果が得られるのですが、極力高い高さ、経済的な面も考えまして、極力高い高さを採用するという事で59m、一番いい高さということで設定しています。決して59mだから拡散効果が低いというわけではなくて、極力高い高さを選定した結果、59mというものを採用したものでございます。</p>
<p>三木委員</p>	<p>わかりました。それに関連してですけれども、私の中ではこれで最後の質問になります。</p> <p>説明資料のスライド45番で短期高濃度予測ということで、大気安定度不安定時だとか、ダウンウォッシュとかこういった事象が発生した場合には通常の大気の拡散とは異なって、特定の場所で高濃度の最大着地濃度地点が発生することもあるという解釈でいいでしょうか。</p>
<p>事業者</p>	<p>お答えいたします。例えばダウンウォッシュを例にとると通常は排ガスは、排ガスの熱量と物理的な吐出速度で上部の方に浮かび上がってきます。それである程度速度がなくなって温度がだいたい一定になると、そこから棚引いて拡散が広がる。いわゆる煙突の実際の高さより高い位置で拡散が始まると、ダウンウォッシュですと風が強いときに煙突からの煙が上昇しないでそのまま横に流れて下降してしまうと、そういうときには高濃度が発生する。</p> <p>それについて、一定の風速がでたときにどうなっていくか、煙突から3kmの範囲で高濃度になるという予測をダウンウォッシュの方でします。あと、短期予測は何種類かありますので、煙突からの方向は定められないのですが、煙突から何m先で高濃度になりますというのをいくつか環境予測では実施していきます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>三木委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございますか。 よろしいですか。</p>

事務局 鹿島課長	はい、議長。
議長	それでは、鹿島課長。
事務局 鹿島課長	先般、説明会がありました中で何点か質問事項がございました。質疑応答の中で、若干曖昧な回答かなという部分がありましたので、そちらにつきましては、この場で確認させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
議長	はい、お願いします。
事務局 鹿島課長	説明会におきましてこの地区は、風が北側から吹く頻度が非常に高いので、この時にこちらのスライドの46ページをみた住民の方から臭い、特に悪臭の問題で現在大堀二区とビジターセンターで測定等をする事になっている。しかしながら富津方面では悪臭の測定は行われないのかというような質問がございました。 これに対して事業者の方からは必要に応じて市と協議してとの回答があったのですが、こちらについて今後どのようなかたちとするかというのは、環境審議会の中でご回答ができるのでしたら、若干この前の説明会ですと曖昧な部分がありましたのでその辺の確認をお願いします。
事業者	はい、お答えいたします。現在の調査地点は風向きが北風日が多い、また住居系が多いとして調査地点を設定しております。 なお、先日の富津市議会の全員協議会でも同様なご意見をいただいておりますので、西側に悪臭の調査地点を加える方向で富津市さんと具体的な調査場所などを含め、ご相談させていただきたいと思っています。以上です。
議長	鹿島課長、他にございますか。
事務局 鹿島課長	はい、大丈夫です。説明会の中ではそのような質問がございました。
議長	これは、悪臭の調査地点を西側に設定ということで、市役所の方と協議していくということよろしいですか。
事業者	はい。
議長	わかりました。 それでは他にございますか。 ないようですので、これで質疑を終わりたいと思いますがよろしいですか。

	【「はい」の声あり】
議長	<p>それでは質疑がないようでございますので、ここで事業者の説明は終わりとなります。</p> <p>皆様、おつかれさまでございました。</p> <p>それでは事業者のみなさまご退席をお願いいたします。</p>
事業者	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>それでは退席するまでの間、暫時休憩といたします。</p>
	【暫時休憩】
議長	<p>それでは会議を再開いたします。</p> <p>事業者の説明で環境影響評価方法書についてご理解いただけたと思います。</p> <p>今後、本審議会として第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書に対する市長意見についての諮問に対する答申を作成するにあたり、本日ご審議いただいた内容を、私と事務局でとりまとめ、次回開催予定であります2月4日（木）の環境審議会において、皆さんにご審議していただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。</p>
	【「異議なし」の声あり】
議長	<p>それではご異議もないようでございますので、本日の議題については終了といたします。</p> <p>その他に事務局から何かございますか。</p>
事務局 鹿島課長	<p>ただいま、議長の方から次回の会議につきましては2月4日というおはなしで、私どもも2月4日で前回の審議会のときに説明をさせていただいておりました。それで、委員の中から現施設をみたことがないので施設からどんな煙が出るのかとか、どんな臭いがあるのかを確認させてもらえないかというご意見がありました。</p> <p>いま木更津市にあります株式会社かずさクリーンシステム（KCS）は第2期の機器よりも前のかたちになりますが、同様の溶融炉になります。株式会社かずさクリーンシステムに確認しましたところ、1月14日でしたら視察の方は受け入れ可能と回答を得ております。</p> <p>こちらへ行くとなると、市役所の方を午後1時30分位に出まして、今度の施設ができる場所をみた後、現施設である株式会社かずさクリーンシステムの方に行ってそちらを視察するというのを行程として私ども考えました。この場でその視察を行うかどうかについて提案させていただきますので、ご審議いただければと思います。</p>
議長	<p>それでは、皆様、今事務局から1月14日に現施設でありますKCSの</p>

議長	<p>方を視察というはなしでございます。 これにつきまして、いかがでしょうか。 特にないようでしたら、このまま視察の予定を組みたいと思 いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>それでは、1月14日の1時30分に集合してKCSの視察に行くこと で予定を組ませていただきます。 その次は2月4日ということでございますので、よろしく願いいた します。 それでは、以上をもちまして令和2年度第2回富津市環境審議会を閉 会いたします。 皆様、どうもありがとうございました。</p>
----	---